

令和7年 9月19日（金曜日）

○議事日程（第3号）

令和7年9月19日（金）午後 2時30分開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和6年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号 令和6年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について
認定第 3号 令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について
認定第 4号 令和6年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算
認定について
認定第 5号 令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入
歳出決算認定について
認定第 6号 令和6年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について
認定第 7号 令和6年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算
認定について
認定第 8号 令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算
認定について
審査報告（予算決算常任委員会委員長）

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

- 1番 海 宝 和 宏 君
2番 渡 邊 幸 江 君
3番 前 田 君 江 君
4番 岩 井 弘 晃 君
5番 越 川 良 男 君
6番 柳 堀 忠 君
7番 桜 井 莊 一 君
8番 宮 澤 健 君

9番 大 綱 正 敏 君
10番 佐久間 義 房 君
11番 高 木 武 男 君
12番 鈴 木 正 昭 君
13番 山 崎 ひろみ 君
14番 板 寺 正 範 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（13名）

町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 向 後 喜一朗 君
監 査 委 員 平 山 茂 君
総 務 課 長 香 取 康 成 君
町 民 課 長 宇ノ澤 修 君
まちづくり課長 堀 江 弘 之 君
健康福祉課長 高 木 多恵子 君
会計管理者 堀 江 香 澄 君
病院事務長 渡 辺 佳 則 君
農業委員会事務局長 竹 田 寿 幸 君
教 育 長 石 橋 宏 克 君
教 育 課 長 郡 伸 明 君
生涯学習担当課長 前 田 泰 孝 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 布 施 光 規
次 長 向 後 順 子
主 査 白 石 直 人

(午後 2時30分 開議)

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は全員です。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、認定第1号、令和6年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまで、以上、8会計決算認定などを一括議題とします。

本案については、予算決算常任委員長に審査の付託をしてあります。

従って、委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会、委員長、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

予算決算常任委員長の大網でございます。

それでは、予算決算常任委員会審査報告を申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました、認定第1号、令和6年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号、令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号、令和6年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号、令和6年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号、令和6年度東庄町水道事業会計剩余金の処分及び決算認定について、認定第8号、令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について。

以上、8会計の決算について、去る9月11日及び12日には認定第1号、令和6年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを、16日には認定第2号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定についてまでの7会計について委員会を開催し、副町長、教育長、担当課長、事務長等の出席を得て、慎重に審査を行いました。

その審査の経過と結果についてご報告いたします。

審査にあたりましては、執行部より内容説明があり、その後、質疑が行われました。

本予算決算常任委員会は、議長を除く議員13名で構成する委員会であります。議長にも出席をいただいておりますので、内容については省略させていただきます。

採決の結果を報告させていただきます。

認定第1号から認定第6号まで、及び認定第8号につきまして採決した結果、当委員会としては、出席委員賛成全員により決算書のとおり認定すべきものとすることに決定いたしました。

また、認定第7号につきましては採決した結果、当委員会としては出席委員賛成全員により、決算書のとおり可決及び認定すべきものとすることに決定いたしました。

以上で予算決算常任委員会の審査報告を終わりにします。

議長（板寺正範君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに起立によって行います。

初めに、認定第1号、令和6年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、認定第1号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、認定第2号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、認定第3号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和6年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、認定第4号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、認定第5号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

次に認定第6号、令和6年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、第6号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、令和6年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、認定第7号は委員長報告のとおり、可決及び認定することに決定しました。

次に、認定第8号、令和6年度東庄町国民健康保険東庄町病院事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（板寺正範君）

起立全員です。

従って、認定第8号は委員長報告のとおり、認定することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に先立ち、町長よりご挨拶をお願いします。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、東庄町議会9月定例会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、執行部より同意1件、議案10件、報告1件及び認定8件を提案させていただきました。議員各位には慎重なるご審議を賜り、全ての案件を原案のとおり可決、認定をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、今年の夏は気温も高く、不安定な天候が続きました。先日、台風15号が接近した際には、東庄町で時間降水量48.5ミリメートルを観測し、その時間帯において、全国で最も降水量の多い観測地点となりました。日本各地で様々な災害が発生しております。幸いにも、当町では被害が出ておりませんけれども、まだまだ油断が出来ません。先日、職員を対象に避難所開設運営訓練、また区長さん方を対象に情報伝達訓練を実施をいたしました。様々な訓練を実施すると共に、いつ何どき、災害に対する心構えを持ち続けることで、有事の際には対応出来るよう準備してまいる所存であります。

議員各位におかれましても、ご支援を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。また、健康に、皆さん方、十分ご注意をいただき、益々のご活躍をご祈念申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（板寺正範君）

それでは、私からも一言ご挨拶申し上げます。

9月定例会お疲れさまでした。まず、定例会開催前に私の方からまた常任委員会では、委員長の方から会議規則の中での発言、質疑について説明をさせていただきました。今回、議員の皆さんには十分ご理解をいただき、議事がスムーズに進行しました。ご協力ありがとうございました。

なぜそこにこだわるかということについて、少しお話をさせていただきます。

自分達が1期生の時、同期の議員は6人おりました。まず、質問も何も分からぬ状態の中で議会に臨み、先輩方の姿を見ておりました。その時に、自分達が発言したい思いがすごくありまして、地域の人の思いや自分の思いを発言したいという思いの中で、どういう場面でどういうふうにしたらいいのかなということを考えて

いました。その時に、質疑のところで先輩の議員さんが、質疑をした後にこれこれこういうわけで、地域の方もこうですからこういうふうにしてください、要望します、というような発言がありました。

そのことが自分達、その時の1期生にはすごく印象に残っていて、質疑はそういう質問をしながら、最後に要望を言えば、自分の気持ちが伝わるのかなというふうに思い込んでしまったところがありました。

それで、次の決算委員会か何かの時に、委員が手を挙げて質疑をして、最後に同じくこういうふうに要望します。私はこう思っていますというような要望の意見が幾つも重なってしまったんです。その時に、会議が終わった後、執行部の方の一人が私達の目の前に来て、あなた方今日は決算審査ですと、要望というのは違うんじゃないですか。よく考えて、質問してくださいということを言われました。その時は自分もどうしてこの課題、問題について自分の意見や周りの地域の人の意見をここで言うのがまずいのかなというふうに考えておりました。しばらくは意味が分かりませんでした。会議規則を見ても、会議規則の書いてあることが何かよく分からなかつた部分がありました。しかし、何度か経験しているうちに、そこで要望を話をして、結局町執行部の方は答弁は出来ないし、そこでいいとも悪いとも出来ないし、ただそこで発言するのは、自分の思いを言うだけの話であって、そこで言うべきではないということがだんだん分かつてきました。そしてそのような要望を言うと、議論がかみ合わなくなってきて論点がずれてしまいます。

そのようなことがありまして、建設的な議論を重ねていくには、質疑の内容というのが本当に大事なことであると認識いたしました。今後も建設的に議論を進められますように議会全体で切磋琢磨して、頑張っていきましょう。お疲れさまでした。

以上で、令和7年9月東庄町議会定例会を閉会します。

(午後 2時47分 閉会)